

平成 28 年度事業計画

1. 基本方針

国が示した「ニッポン一億総活躍プラン」では、これまでの『『臨時的』・『短期的』・『輕易』というシルバー人材センターの業務範囲の要件緩和などを行い、地域の実情に応じた高齢者の社会参加を促せるように制度の見直しを検討する。」と述べられております。

また、「日本再興戦略」においては、「働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていく必要がある。」としております。

シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を推進し、生きがいの充実と福祉の増進を図り、地域社会に貢献する一貫したシステムとして、その役割を果たすべく、大きな期待がされているところです。

しかしながら、当センターでは、潜在的会員対象者は急激に増加しているものの、会員数は横ばい傾向であり、高齢化が徐々に進んでいます。

センターの活性化や安定的な財政・事業運営のためには、「会員の増加」を図り、併せて「就業機会の拡大」を積極的に進めることが喫緊の課題となっています。

お客様と会員が相互に魅力を感じるセンターとするため、今年度、お客様のセンターの評価と、会員の就業意向、要望などをお聞きし、事業運営に活かすとともに、「第2次中長期計画」策定の基礎資料とします。

また、創立 30 周年を機に、より一層の普及啓発活動等を展開して、「会員と就業機会の拡大」を図り、地域に愛され魅力ある健全で活発なセンターを目指します。

引続き、行政機関や関係団体との連携を図り、地域の実情、ニーズにあった事業を展開し、地域貢献を実感していただけるセンターを目指します。

さらに、「ふれあい農園部会」、「女性部会」、「木工部会」、「高齢者生活支援部会」への支援を継続し、安定した独自事業の確立と拡充を進めていきます。

地域に親しまれ信頼を確保、継続するためには、会員の資質の向上と「自主・自立」意識の高揚が不可欠です。研修会の開催や情報の共有を図り、引いては就業拡大や事故の撲滅につなげます。

会員就業のローテーション・ワークシェアリングの実施とともに、役員や地域班と連携したセンターの運営を進め、「共働・共助」の取組みを進めていきます。

以上の基本方針をもとに、健全かつ安定した運営を図っていきます。

2. 事業実施計画

(1) 事業の普及啓発

センターの仕組み、事業内容を市民及び市内事業所等に広く浸透させるため、次の施策を行います。

- ①「シルバーだより」を年2回、市広報紙に折り込み、市内全戸へ配布します。
- ② 10月の「事業普及啓発促進月間」に、全シ協機関紙・チラシ等を事業所に配布します。
- ③ 市主催等のイベント(フェスティバル及び商工祭等)に、役員始め、女性部会、木工部会及びふれあい農園部会は、積極的に参加します。
- ④ センターの活動を、随時マスメディアへ提供すると共に、ホームページを適宜更新します。
- ⑤ 市広報紙の掲載や市福祉施設に、シルバーのチラシ等の配布により、事業の啓発及び会員募集を推進します。
- ⑥ 顧客をリピーターとして確保するため、顧客満足度調査を行い、サービスの向上に努め、選ばれるセンターとなる取組みを推進します。
- ⑦ 就業機会・会員の拡大等のため、第2次中長期計画を策定します。

(2) 会員の入会促進

シルバー事業の拡充、発展のため、全シ協の「21世紀の超高齢社会に向け、その世紀初頭に会員を100万人にする」目標達成のため、次の施策を行います。

- ① 全シ協の目標を基に、センターの会員数目標値を設定します。
- ② センターの機関紙「シルバーだより」及び定期的に市広報紙に会員募集を掲載します。
- ③ 「会員1人新規1人確保」運動を展開すると共に、「仕事、会員紹介カード」を引き続き実施します。
- ④ 入会説明会を、毎月第3水曜日に開催すると共に、高齢者の就業相談を行います。
- ⑤ 市等主催の各種イベント(フェスティバル及び商工祭等)で、センターの事業紹介及び入会勧奨を行います。
- ⑥ 老人クラブ、社会福祉協議会など関係組織、団体と連携を取り、入会案内を行います。
- ⑦ 会員の就業と意識に関する調査を行います。

(3) 就業機会の拡大

一般家庭、事業所、公共団体に高齢者の就業に適した仕事の提供を働きかけると共に、地域のニーズに合った独自事業等を拡大し、より多くの会員に就業機会を提供できるよう、次の施策を行います。

- ① 就業開拓推進員による、市内事業所等の就業開拓を積極的行います。
- ② 公共事業(委託業務等含む。)の発注項目、件数の増加を、市に要望していきます。
- ③ 「ふれあい農園部会」では、地産地消を進めると共に、子供の農業体験学習を実施します。

- ④ 「女性部会」と「木工部会」の事業拡大を支援します。
- ⑤ 「高齢者生活支援部会」の事業拡大を支援し、地域に密着した運営を行います。
- ⑥ 毎月発行の「シルバーニュース」を、有効に活用します。
- ⑦ 雇用を希望する高齢者の就職を斡旋する「有料職業紹介事業」を行います。
- ⑧ 適切に管理されていない空き家、空き地の管理を行う「シルバー空き家・空き地サポーター」事業を検討します。

(4) 適正就業の推進

公益社団法人として、法令遵守を第一に適正就業に努め、安心して働ける環境づくりを推進できるよう、次の施策を行います。

- ① 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会の提供に努めます。
- ② 会員と発注者の理解を得て、会員が公平に就業機会を得られ、適正就業となるよう会員就業基準及び細則に沿い、就業期限満了に伴う会員から順次、交替を進めます。
- ③ 就業期限満了者(派遣就業の満了会員含む。)の再就業に向けた就業相談・技能講習等を行います。

(5) 安全就業の推進

センター事業の就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を目指し、会員一人ひとりの安全意識を高めるため、次の施策を行います。

- ① 安全保健委員会を、2回以上開催します。
- ② 7月、1月を「安全就業強化月間」に指定し、期間中、安全意識の高揚と安全就業の普及啓発活動を行います。
- ③ 就業現場の安全パトロールを、4回以上実施します。
- ④ 熱中症予防について、情報提供を行います。
- ⑤ 安全標語の募集、安全講習会を開催します。
- ⑥ 「シルバーニュース」等に事故情報、季節に合わせた安全就業情報等を掲載します。
- ⑦ 事故発生の場合は、「事故防止調査」を行い、善後策を進めます。
- ⑧ 会員の過失割合の大きな事故の場合は、再発防止等のため、ペナルティを検討していきます。

(6) 北名古屋市施設の管理運営

市より指定管理者の指定を受けた施設(あけぼのふれあい会館、憩いの家とくしげ、高齢者活動センターしあわせの家、同ふれあいの家)は、適正な施設管理、高齢者の生きがい活動の場及び地域社会との交流の場となるように、市と連携を取り運営します。

(7) **シルバー派遣事業の推進**

高齢者に対し、より多様な就業機会を確保し、提供するため、県シ連を実施主体(派遣元事業主)、センターを実施事業所(事務所)として、一般労働者派遣事業を実施します。

- ① 請負ではできない就業(就業先で指揮や命令を受けて行う就業等)は、派遣事業とし、就業形態の適正化を行います。
- ② 就業開拓推進員による、市内事業所等の就業開拓を積極的に行います。

(8) **職業紹介事業の推進**

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る)を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を行います。

(9) **ボランティア活動の推進**

市等主催のごみゼロ運動、合瀬川等清掃活動、小学校への講師派遣及び高齢者見守り活動などに参加し、地域社会に貢献します。

(10) **創立30周年記念事業の実施**

センター創立30周年を迎え、式典や記念事業等を実施し、記念誌の発行を行います。

(11) **互助会の設立**

シルバー会員の資質向上と親睦を深めるため、会員が自主的に運営する互助会の設立を支援します。

(12) **東、西支所(事務部門)の統合**

事務の合理化、経費削減のため、東、西事務部門の統合を検討します。